

# 国立公園区域の調べ方

【公園計画図】を見れば、国立公園の区域等がわかります。以下は、計画地を兵庫県洲本市内とした場合の例です。

## ①該当する公園計画図を選ぶ

【六甲】【淡路】【西播】のうち、計画地が含まれる地域のものを選んでください。

★例：計画地（洲本市）は淡路島にあるので、【淡路地域】を選びます。



【六甲地域】



【淡路地域】



【西播地域】

## ②計画地を特定する

選んだ公園計画図で、計画地の位置を特定してください。

★例：住宅地図などの詳細な地図を参考に、位置を特定します。

【注意】地番だけでは位置特定が難しいため、必ず詳細な地図で正確な位置を確認してください。



【参考】  
黒い太線の外側は国立公園の外です。

## ③「保護計画凡例」を確認する

「保護計画凡例」を見て、計画地がどの区域にあたるかをご確認ください。

★例：計画地①は「第2種特別地域」、②は「普通地域」と判断できます。

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域



# 国立公園内の規制概要（許可基準）の調べ方

国立公園では風景に影響を与える行為（建築や造成等）が事前許可制または届出制になっています。手続きの有無や許可基準の概要は、以下の要領でお調べください。

Start

## 1. 場所の確認

【公園計画図】で計画地をご確認ください。

計画地が、**国立公園の外**の場合

許可や届出は**必要ありません**。

※県や各市町村での手続きが必要な場合があります。念のため各所へご確認ください。

計画地が、**国立公園の中**の場合

原則として許可や届出が**必要です**。

計画地が「特別保護地区」、「特別地域」、「普通地域」のどれにあたるか、公園計画図でご確認ください。

**普通地域**の場合

大規模な行為は事前に**届出**が必要です。

対象となる規模などの詳細は、担当者にご確認ください。

**特別保護地区**又は**特別地域**の場合

原則として事前に**許可（申請手続き）**が必要です。

「2. 行為の確認」へ進んでください。

## 2. 行為の確認

計画されている行為を以下から選んでください。

(1) 工作物の新・改・増築

(1) ①住宅・保養所等の建築物

(1) ②車道

(1) ③分譲地造成のための道路や  
上下水道施設

(1) ④屋外運動施設

(1) ⑤風力発電施設

(1) ⑥電柱、鉄塔、携帯電話基地局、  
その他の工作物

(2) 樹木、竹の伐採や損傷

(3) 広告物（看板、標識等）の設置

(4) 土石の採取（採掘やボーリング調査等）

(5) 土地の形状変更（造成等）

※上記以外の行為の場合は個別にご相談ください

## 3. 許可基準の確認

対応する許可基準（2種類）をご確認ください。

**許可基準Ⅰ：【自然公園法施行規則第11条】**  
（※行為別の基準 + 全行為共通の基準）

(1) ①⇒ 第1～6項

(1) ②⇒ 第7・8項

(1) ③⇒ 第9項

(1) ④⇒ 第10項

(1) ⑤⇒ 第11項

(1) ⑥⇒ 第12・13項

(2) ⇒ 第14・29項

(3) ⇒ 第20項

(4) ⇒ 第16・17項

(5) ⇒ 第23項

第36項（すべての行為に共通の基準）

**許可基準Ⅱ：【国立公園管理計画書】**  
（「第3 風景・景観の管理に関する事項」）

「六甲」「淡路」「西幡」の3種類から該当する地域のものをご確認ください。



### 注意

この表は概要を説明したものです。例外的なケースもありますので、詳細については必ず担当者にご確認ください。

